

増谷裕久教授

関西学院大学院時代の恩師。年末に99歳で逝去された。一流の会計学者であり、学生指導の厳しさでも有名であった。私を教学補佐というポストに選任していただき、給料をいただいた。平松一夫君（後に世界会計学会会長になった）も同時に就任した。貧乏学生である私を助けるためのご配慮であった。この経緯を知ったのは（迂闊にも）最近のことであり、先生に感謝の気持ちを伝える機会を失った。ご冥福をお祈りするしかない。



(竹内)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税・贈与税の申告納税は **平成29年3月15日(水)** まで、消費税及び地方消費税の申告納税は **平成29年3月31日(金)** までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成29年4月20日(木)、消費税及び地方消費税の振替日は平成29年4月25日(火)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

<所得税>

※平成28年分の所得税から適用される主な改正事項

減価償却制度について	平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止されました。 《適用関係》 この改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます。なお、所要の経過措置が講じられています。
給与所得控除(所法28)について	給与所得控除の上限額が、平成28年分の所得税については 230 万円(給与収入 1,200 万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました。

※確定申告をする必要のある方

- 給与所得がある方のうち、
 - 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える方
 - 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が 20 万円を超える方
 - 給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - 公的年金等の収入金額が 400 万円以上である方
 - 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が 20 万円以上である方
 ※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。
- 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば

源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- マイホームに特定の改修工事をしたとき
- 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- 災難や盗難などで資産に損害を受けたとき
- 多額の医療費を支出したとき
- 特定の寄附をしたとき
- 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得の金額から控除したとき

～社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入～

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示又は写しの添付」**が必要です。

申告書には次の方のマイナンバーを記入します。

- ①本人 ②配偶者(※) ③扶養親族 ④事業専従者
(※)配偶者(特別)控除の適用を受ける配偶者

(本人確認書類)

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
(ご本人のマイナンバーを確認できる書類) ●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。) などのうちいずれか1つ	(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類) ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ

(国税庁ホームページより)

さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

(後藤)

定年再雇用後に発生する無期転換申込権とその特例

改正労働契約法の無期転換制度が施行されてまもなく4年です。この無期転換制度とは、契約社員・パートタイマー等名称を問わず、有期労働契約労働者の平成25年4月1日以降に始まった有期労働契約が反復更新され、通算5年を超えると無期転換申込みの権利が発生することです。

ただし、労働契約法に特例が設けられており、定年後、再雇用者については「**第二種計画認定・変更申請書**」を作成し、**都道府県労働局長の認定**を受けておくことで、**無期転換申込権が発生しません**。この申請書については事業場単位ではなく、**本社で一括**して作成することになっています。

また、この特例は、その企業で定年を迎えた従業員が対象であり、**他社で定年の年齢を超えた者を新たに雇用する場合は、対象にはなりません**。

以上のことから、定年後再雇用者の雇用について5年を超える可能性があれば、手続きを早めにしておいた方がよいと思われます。

(松本)

2月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満・請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

28日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

会計制度

原価計算と管理会計について②② ～ 予算管理⑥ 単年度予算の作成～

今回は、単年度予算の作成手順を紹介します。

予算の作成手順には、大きく分けると①**目標利益から計算する方法**と、②**目標売上高から計算する方法**の2種類があります。

今回は、目標利益から計算する方法を解説します。

【前提条件】

- ① 当期の税引後利益は150万円を目標とする。
- ② 原価率は70%を見込む。
- ③ 販売費および一般管理費の変動費率は20%、固定費は年間2,000万円を見込む。
- ④ 支払利息は年間50万円を見込む。
- ⑤ 税率は40%とする。

【作成手順】

- ① 税引後利益を(1-40%)で割り返して税引前利益を求める。
- ② 税引前利益に支払利息を足して営業利益を求める。
- ③ 営業利益に2,000万円を足して限界利益を求める。
- ④ 限界利益を限界利益率(1-(70%+20%))で割り返して売上高を求める。
- ⑤ 上記①～④の結果を損益計算書にあてはめる。

【損益計算書】

予算損益計算書(単位:万円)

売上高	23,000
売上原価	16,100
売上総利益	6,900
販売費および一般管理費	6,600
(うち変動費)	(4,600)
(うち固定費)	(2,000)
営業利益	300
支払利息	50
税引前当期利益	250
法人税等	100
税引後当期利益	150

④ 限界利益率(1-(70%+20%))
④ 原価率70%

④ 変動費率20%
③ 固定費2000→限界利益額2300

② 支払利息50
① 150÷(1-40%)

作成手順を確認してみると分かるように、目標利益を決定した後は、損益計算書の数値を下から計算していくと予算損益計算書が完成します。

なお、上記は基本的な作成手順となりますが、実際に問題となるのは前提条件の求め方となってきます。一般的には、前期数値などを参考に決定していくこととなりますが、細かい部分は経理担当者に関与してもらうほうが良いこともあります。特に、販売費・一般管理費について、経営者がすべての数値を検討するのは困難なことがあるため、積極的に経理担当者を確認したほうがよいでしょう。

また、完成した予算は経営者や従業員が数値全体をチェックして、不自然な数値や達成困難な数値になっていないことを確認することも大切です。

(孝志洋)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 28年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで) 2 28年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで) 3 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日 4 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日 5 28年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
納期限…2月28日 6 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 7 法人1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日 8 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人
住民税〉(半期分)
申告期限…2月28日 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申
告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日 10 消費税の年税額が4800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごと
の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日 <p>※ 税理士記念日…2月23日</p> |
|--|---|

非営利法人

社会福祉法人に対する会計監査人の設置

改正社会福祉法において、平成29年度に係る計算書類等について、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人(公認会計士または監査法人)による会計監査が義務付けられることとなりました。

これは、社会福祉法人に対する信頼を確立するとともに、法人の経営力強化、効率的な経営の観点から、ガバナンス・財務規律の強化を図ることを目的とした改正であり、社会福祉法人改革の柱の一つとされています。

監査対象法人は「一定の事業規模を超える」とある通り、収益の金額または負債の金額に下表のような基準が設けられています。また、この基準金額を段階的に引き下げ、対象範囲を拡大していくことが検討されています。

年度	収益基準	負債基準
29	30億円を超える	60億円を超える
30		
31	20億円を超える	40億円を超える
32		
33～	10億円を超える	20億円を超える

(平成29年度以降の監査実施状況を踏まえて変更される可能性があります)

監査対象となった場合、監査法人等が行う予備調査への対応や会計監査に耐えられる内部統制の構築・維持が求められることから、準備に時間がかかることが予想されます。監査対象となる可能性のある社会福祉法人においては、早めの対応が望まれます。

(非営利法人担当)



リスマネ委員会

～医療保険② 公的医療保険制度を知ろう～

1月号では民間の医療保険に加入する際には公的医療保険制度を知ることが大切であることをお伝えしました。では、公的医療保険制度とはどのようなものをいうのでしょうか？

公的医療保険は、加入者やその家族など(被扶養者)が、医療の必要な状態になったときに、公的機関などが医療費の一部負担をしてくれるという制度です。日本では、すべての人が公的医療保険に加入することになっており、これを「**国民皆保険制度**」と呼んでいます。

公的な医療保険は、会社員などが加入する「**健康保険**」と、自営業者などが加入する「**国民健康保険**」で保障内容が異なります。この違いによって、不足する保障が異なることになり、民間の生命保険や医療保険商品を選ぶ際には、この違いを考慮して選ぶ必要があるのです。なお、船員保険と共済保険は、健康保険に近い保障内容になっています。

(さくらビジネス)

資産税係

平成27年分の相続税の申告状況

国税庁が取りまとめた「平成27年分の相続税の申告状況について」によると、相続税の申告割合は8.0%になったことがわかりました。

相続税制については、平成27年1月以降に発生した相続等から、基礎控除が改正前の6割に引き下げられたことから、今回公表される資料においては、相続税の課税割合の増加が予想されていました。公表された資料では、亡くなられた人129万人(被相続人数)に占める相続税の課税対象となる被相続人数は10万3千人となり、前年の4.4%から3.6ポイント増加し8.0%(前年比1.8倍)となっていました。

課税価格については、合計が14兆5,554億円(平成26年11兆4,766億円)となり、被相続人1人当たりでは1億4,126万円(平成26年2億407万円)となっています。また、相続税の税額の合計は1兆8,116億円(平成26年1兆3,908億円)で、被相続人1人当たりでは1,758万円(平成26年2,473万円)となっています。

なお、相続財産の金額の構成比をみると、土地が38.0%(平成26年41.5%)で最も多く、次に多いのが現金・預貯金で30.7%(平成26年26.6%)、続いて多いのが有価証券で14.9%(平成26年15.3%)となっています。

平成29年度税制改正では、取引相場のない株式、広大地といった財産評価における改正も予定されています。今回の発表にもみられるように、相続税は今後ますます身近な税金となりそうです。

(坂田)

